



～あなたも民商の共済会に～

会員・配偶者は無条件で加入可
同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース

2018/10/8

NO.289 村上市九日市 129-1

村上民主商工会

☎66-8110 FAX66-8126

民商共済会

「民商の共済に入っておけばよかった…」

先日、会員Bさんは「仕事中にケガをしてしまって入院した。こんなことになるのだったら、あの時に民商の共済に入っておけばよかったよ」と共済に加入していなかったことに後悔していました。

みなさんも民商の共済へ加入を！

仲間が増えれば助け合いの内容も一層、豊かになります。助け合いの輪を大きく広げていきましょう。

- ★民商会員とその配偶者は年齢制限なしで加入可。
- ★同居家族や従業員は満15歳以上満64歳以下で可。
- ★共済会費は、毎月1,000円。
- ★加入希望の方は、民商事務所に連絡を。



消費税 換価猶予の申請書提出
「本当に助かったよ」

先週会員Aさんは、消費税の「換価の猶予」の申請書を税務署に提出するため、民商事務所で事務局と一緒に申請書を作成しました。申請書完成後、Aさんと県連青木事務局長は、税務署へ申請書を提出してきました。Aさんは「申請できて良かった。助かったよ。いろいろお世話になったね」と話していました。

後日、Aさんには税務署から換価猶予決定通知書が届くことになっています。

消費税など税金で困ったら、放置せずに、民商へ相談を！

	満64歳以下で加入の方	満65歳を過ぎて加入の方	満75歳以上の会員とその配偶者
入院見舞い (連続3日以上)	1日3,000円 120日を限度	1日3,000円 60日を限度	1日3,000円 30日を限度
安静加療見舞い	年1回 5,000円		
結婚祝い	2万円		
出産祝い (女性加入者のみ)	2万円		
長寿祝い (満75歳の誕生日を迎えた加入者)	5万円		
死亡弔慰	20万円	5万円	3万円
高度障害見舞い	20万円	5万円	3万円
火災見舞い	全焼10万円、全焼以外5万円		

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。
 ・緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
 事務局まで連絡を。

会場

弁護士

村上民商事務所
新潟中央法律事務所

小淵真理子弁護士

日時

10月16日(火)

午前10時30分から

10月の無料法律相談

「心をつかむ宣伝広告」にご参加を

今回、このチラシを商工新聞と一緒に配布しましたが、参加してみたいという方は、連絡をお願いします。どなたでも参加できます。この機会に是非ご参加ください。